

消防危第256号
令和5年9月5日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

既設の地下に埋設されたタンクに関するフォローアップ調査（第18回）の
集計結果及び適切な指導について（通知）

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成22年総務省令第71号）等により、既設の地下に埋設されたタンク（以下「地下タンク」という。）のうち、設置年数、塗覆装の種類及び設計板厚から腐食のおそれが高いもの及び特に高いものを対象に、内面コーティング、電気防食等の流出防止対策を講ずることとしています。

このことについて、「令和4年度危険物規制事務調査及び既設の地下に埋設されたタンクに関するフォローアップ調査（第18回）について」（令和5年3月17日付け消防危第51号）により、対象となる地下タンクや内面コーティング等の措置状況に関して、別紙のとおり集計結果を取りまとめました。

集計結果において、法令違反となっている地下タンクが存在することから、「既設の地下貯蔵タンクに対する流出事故防止対策の徹底について」（平成24年9月12日付け消防危第208号）に留意して、適切な指導をお願いします。

各都道府県消防防災主管部長においては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

(問合せ先)
消防庁危険物保安室
千葉、北中、渥美
TEL 03-5253-7524
fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

既設の地下に埋設されたタンクに関するフォローアップ調査(第18回)

令和5年3月31日現在

調査対象	措置状況	対象地下貯蔵タンク数	
		うち給油取扱所	
腐食のおそれが特に高い地下タンク	対象タンク数	18,927 基	15,465 基
	措置済	18,449 基 (97.5%)	15,183 基 (98.2%)
	内面コーティング	10,796 基	8,328 基
	電気防食	7,653 基	6,855 基
	未措置	478 基 (2.5%)	282 基 (1.8%)
腐食のおそれが高い地下タンク	対象タンク数	33,241 基	19,760 基
	措置済	31,066 基 (93.5%)	19,094 基 (96.6%)
	内面コーティング	15,002 基	7,088 基
	電気防食	9,586 基	7,164 基
	微少な漏れ検知設備	6,252 基	4,616 基
未措置	2,175 基 (6.5%)	666 基 (3.4%)	
合計	対象タンク数	52,168 基	35,225 基
	措置済	49,515 基 (94.9%)	34,277 基 (97.3%)
	内面コーティング	25,798 基	15,416 基
	電気防食	17,239 基	14,019 基
	微少な漏れ検知設備	6,252 基	4,616 基
未措置	2,653 基 (5.1%)	948 基 (2.7%)	

調査対象	処置状況及び違反処理の内容	対象危険物施設数	
		うち給油取扱所	
腐食のおそれが特に高い地下タンク 又は 腐食のおそれが高い地下タンクを有する危険物施設	対象施設数	28,860 施設	14,731 施設
	措置済	26,862 施設 (93.1%)	14,223 施設 (96.6%)
	一部未措置	81 施設 (0.3%)	64 施設 (0.4%)
	改修計画書受理 (改修予定定期日前のものに限る)	11 施設	8 施設
	警告書交付	2 施設	2 施設
	基準適合命令書交付	0 施設	0 施設
	使用停止命令書交付	0 施設	0 施設
	その他(上記以外の行政指導中又は改修計画書に記載の期日が過ぎているもの等)	68 施設	54 施設
	未措置	1,917 施設 (6.6%)	444 施設 (3.0%)
	改修計画書受理 (改修予定定期日前のものに限る)	173 施設	51 施設
	警告書交付	13 施設	5 施設
基準適合命令書交付	9 施設	6 施設	
使用停止命令書交付	0 施設	0 施設	
その他(上記以外の行政指導中又は改修計画書に記載の期日が過ぎているもの等)	1,720 施設	382 施設	

「危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(平成22年総務省令第71号)」の施行に伴い、腐食のおそれが(特に)高い地下タンクを有する危険物施設に対し、消防法第12条の2による許可の取り消しを行ったもの

0 施設

0 施設